

免税購入対象者一覧(リファンド方式)

—2026年11月1日以後販売分から適用—

2026年11月1日より、免税対象者の確認書類は以下のとおりになります。免税対象者に変更はありません。

「外国籍」を有する非居住者のうち、以下の方が免税対象者

本邦入国後6ヶ月未満であることを確認できること(外交・公用・米軍を除く)

在留資格等	提示される旅券等の種類	確認する入国の証印等
短期滞在	旅券	上陸許可証印(シール)
外交		
公用		
上陸許可等	提示される旅券等の種類	確認する入国の証印等
寄港地上陸許可	旅券	寄港地上陸の許可の証印(シール)
通過上陸の許可		通過上陸の許可の証印(シール)
米軍構成員等(日米地位協定により入国する方)		「SOFA」スタンプ
船舶観光上陸許可	旅券※及び船舶観光上陸許可書	船舶観光上陸許可書
乗員上陸許可	旅券及び乗員上陸許可書	乗員上陸許可書
緊急上陸許可	旅券及び緊急上陸許可書	緊急上陸許可書
遭難による上陸許可	旅券及び遭難による上陸許可書	遭難による上陸許可書

※船舶観光上陸許可により在留する者の旅券については、旅券の写しの提示を含みます。

「日本国籍」を有する非居住者のうち、以下の方が免税対象者

本邦一時帰国後6ヶ月未満であることを確認できること

要件	提示される旅券等の種類	証明書類
国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することを「証明書類」で確認できること	旅券	「戸籍の附票の写し」、「在留証明」または「マイナンバーカード」 ・在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。 ・これらの証明書類については、本籍の記載は不要とされます。 ・マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録(スマートフォンのマイナンバーカード)を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。